

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 指定管理者は、この契約の履行に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。)の趣旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 指定管理者は、この契約の履行に関して取得した個人情報(法第2条第1項の個人情報で、設計図書に定める市から引き渡された個人情報及び指定管理者が作成、取得した個人情報を含む。)が適正に保護されるよう措置するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱いの禁止)

第3条 指定管理者は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、市が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報処理の第三者への委託
- (2) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (3) 個人情報の複写及び複製
- (4) 指定管理者の管理する以外のコンピュータへの入力

(個人情報の管理)

第4条 指定管理者は、市から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を市に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

2 指定管理者は、再委託を行った場合は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定により、当該再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関するすべての責任を負うものとする。

(取扱終了後の措置)

第5条 指定管理者は、市から引き渡された個人情報について、履行完了後、遅滞なく市に返還しなければならない。また、市の承諾を得て作成された複製物等については、指定管理者の責任で消去又は破棄し、その旨を市に書面により届け出なければならない。

2 指定管理者が、この契約の履行に関して、作成又は取得した個人情報については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を市に書面で報告しなければならない。

(調査・勧告)

第6条 市は、指定管理者が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 市は、指定管理者のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

(事務従事者への周知義務)

第7条 指定管理者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(取扱要領等の作成)

第8条 指定管理者は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、市に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 指定管理者は、この契約の履行に関して個人情報を漏えい、滅失又は毀損その他不適正な取扱いが発生した場合は、市に対し直ちに報告し、その指示に従わなければならない。